

第 7 1 号議案参考資料

議 案 名

市道の路線の認定について

路 線 名	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
市 道 第 3 7 1 8 号線	4 . 2 0	6 0 . 0 0	
市 道 第 3 7 1 9 号線	4 . 3 0	9 6 . 2 6	
市 道 第 3 7 2 0 号線	4 . 3 0	5 8 . 6 3	
市 道 第 3 7 2 1 号線	4 . 2 0	4 2 . 2 0	
市 道 第 3 7 2 2 号線	4 . 3 0	4 6 . 1 5	
市 道 第 3 7 2 3 号線	4 . 2 0	5 3 . 4 9	
市 道 第 3 7 2 4 号線	4 . 5 0	9 6 . 3 1	
市 道 第 3 7 2 5 号線	6 . 0 0	4 9 . 7 7	
市 道 第 3 7 2 6 号線	6 . 0 0	6 5 . 8 0	
市 道 第 3 7 2 7 号線	4 . 5 0	9 0 . 3 0	
市 道 第 3 7 2 8 号線	4 . 5 0	8 4 . 4 5	

路線名	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
市道第3729号線	6.00	73.12	
市道第3730号線	4.00	41.48	
市道第3731号線	6.00	68.60	
市道第3732号線	4.50	62.50	
市道第4511号線	4.00	74.78	
市道第4512号線	4.50	45.00	
市道第5763号線	5.00～6.00	149.00	
市道第5764号線	5.00	41.00	

1 市道第3718号線から市道第3724号線まで

市道第3718号線から市道第3724号線までの7路線は、桶川市大字上日出谷地内の道路です。

桶川市上日出谷南特定土地区画整理事業地内にある都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

2 市道第3725号線から市道第3732号線まで

市道第3725号線から市道第3732号線までの8路線は、桶川市大字下日出谷地内の道路又は同地内に接続する道路です。

桶川市下日出谷東特定土地区画整理事業地内の道路又は同事業地内に

接続する道路であり、同事業の進捗に伴い、認定しようとするものです。

3 市道第4511号線

この路線は、桶川市大字下日出谷地内の幅員4.00メートル、延長74.78メートルの道路です。

桶川市下日出谷東特定土地区画整理事業地内の市道第4485号線と県道さいたま・鴻巣線の相互通行を可能とするため、関係地権者から道路用地の寄附がされたため、認定しようとするものです。

4 市道第4512号線

この路線は、桶川市南二丁目地内の幅員4.50メートル、延長45.00メートルの道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

5 市道第5763号線及び市道第5764号線

市道第5763号線及び市道第5764号線は、桶川市大字加納地内の道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。